**大阪府内における様々な困難を有する子ども・若者に**

**対する支援の仕組みづくりについて**

－ 「子ども・若者支援地域協議会」設置事例集 －

平成2９年3月

大　阪　府

青少年・地域安全室青少年課

目　次

[１．本事例集の目的 3](#_Toc478115852)

[２．子ども・若者支援地域協議会（子ども・若者育成支援推進法）について 4](#_Toc478115853)

[（１）子ども・若者育成支援推進法について 4](#_Toc478115854)

[（２）子ども・若者支援地域協議会について 4](#_Toc478115855)

[３．大阪府内の市における子ども・若者支援地域協議会の設置事例 5](#_Toc478115856)

[（１）堺市子ども・若者支援地域協議会 5](#_Toc478115857)

[（２）茨木市子ども・若者支援地域協議会 7](#_Toc478115858)

[（３）豊中市子ども・若者支援協議会 10](#_Toc478115859)

[４．市における子ども・若者支援地域協議会を活用した個別支援事例の紹介 13](#_Toc478115860)

[５．子ども・若者支援地域協議会の設置要綱作成チェックリスト及び公示事項 14](#_Toc478115861)

[（１）設置要綱作成チェックリスト 14](#_Toc478115862)

[（２）子ども・若者支援地域協議会設置時の公示事項 16](#_Toc478115863)

[６．参考資料 17](#_Toc478115864)

[（１）堺市子ども・若者支援地域協議会規約 17](#_Toc478115865)

[（２）茨木市子ども・若者支援地域協議会設置要綱 20](#_Toc478115866)

[（３）豊中市子ども・若者支援協議会設置要綱 22](#_Toc478115867)

[（４）大阪府子ども・若者支援地域協議会設置要綱 26](#_Toc478115868)

# １．本事例集の目的

○　若者をめぐる環境が悪化し、様々な困難を有する若者の問題が深刻化していることを踏まえ、国は、若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等を推進することを目的に、「子ども・若者育成支援推進法」を制定した（平成22年施行）。

○　若者が抱える困難に対応するには、様々な機関が相互に連携してネットワークを形成し、それぞれの特色、専門性を生かした支援を行っていくことが必要であることから、同法は、ネットワーク支援を効果的かつ円滑に実施するために、地方公共団体は「子ども・若者支援地域協議会」（以下、「子若協議会」といいます。）の設置に努めることと規定している。

　○　大阪府においても、「ひきこもり」等に係る支援を行う関係課等が相互に連携して効果的な支援を図ることを目的に設置した「大阪府ひきこもり等サポーター連絡協議会」を改編して「大阪府子ども・若者支援地域協議会」を、平成27年6月に設置した。

○　また、一人ひとりの若者に対する個別具体的な支援は、身近な市町村において行われることがもっとも効果的、効率的であることから、府では、市町村における子若協議会の設置促進を図るため、内閣府の「子供・若者支援地域ネットワーク事業」を活用しながら、市町村を対象に、内閣府の担当者を講師として招いた研修や、市町村のそれぞれの状況や課題について情報共有、意見交換等を行うグループ・ディスカッションなどに取り組んできた。

　○　本事例集は、市町村における子若協議会の設置に向けた検討において活用できるよう、この協議会を立ち上げ、運営している堺市、茨木市、豊中市（※）の担当者へのヒアリングを実施し、どうして協議会を設置するに至ったかの経緯や、運営状況、設置によってどのようなメリットがあるのか、また、課題は何か等についての実践例や意見等を取りまとめたものである。

○　もとより、市町村それぞれの地域の実情や課題は異なるものであって、ここに示す３つの子若協議会の事例がそのまま当てはまることはないであろうが、実際に子若協議会を立ち上げて運営している実例は、めざすべき子若協議会の一つのモデルとなりうるものであり、これらを参考にしながら、実情に応じた協議会のあり方を検討することが効果的と考える。

○　また、子若協議会の設置に当たっては、その組織や運営等に関する必要な事項を要綱や規約として定めておくことが求められるが、要綱等の検討の参考となるよう、盛り込むべき事項や条文の文例をチェックリストとしてまとめた。

○　この事例集により、市町村における自主的な子若協議会の設置が促進され、府内における困難を抱える若者の自立を支援する地域ネットワークの構築が一層推進することを期待するとともに、府としても、引き続き、市町村と協議、連携しながら、次代を担う若者の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みづくりに取り組んでいく。

※　大阪府内においては、本事例集で紹介する堺市、茨木市、豊中市の子若協議会の他、平成29年3月1日に吹田市において「吹田市子ども・若者支援地域協議会」が設置され、区レベルでは平成26年9月に大阪市住吉区が「住吉区子ども・若者育成支援地域協議会」を設置している。

# ２．子ども・若者支援地域協議会（子ども・若者育成支援推進法）について

## （１）子ども・若者育成支援推進法について

　　(1)　法制定の背景（施行：平成22年4月1日）

○　有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化

○　ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい等の子ども・若者の抱える問題の複雑化・深刻化

○　従来の個別分野における縦割り的な対応では限界

　　(2)　趣旨・目的

○　子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備（基本法的性格）

・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備

・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援

施策を推進

○　社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

　　(3) 地方公共団体の責務

　　　　子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、地域における子

ども・若者の状況に応じた施策の策定・実施

## （２）子ども・若者支援地域協議会について

　 (1)子若法の規定等

法は、国及び地方公共団体の機関、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人その他の団体、並びに教育、福祉、保健、雇用その他の子ども・若者の育成支援に関連する分野の事務に従事するものによる支援を適切に組み合わせ、その効果的かつ円滑な実施を図るため、地方公共団体に対し、「子ども・若者支援地域協議会」の設置を努力義務として課している（法第19条）。

 都道府県と市町村との役割分担は、住民に対する個別具体的な支援は身近な市町村で行い、都道府県はそのバックアップをするという一般的な原則を基本とすべきである。（子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針（平成22年2月23日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）

　　(2)子若協議会設置の意義・メリット

　　　①意義

　　　　子ども・若者を取り巻く環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にあるが、この問題に対応するには、単一の機関だけでは困難。

　　　　様々な機関が相互に連携してネットワークを形成し、それぞれの特色や専門性を生かして子ども・若者の発達段階に応じた支援を行っていくことが求められている。

　　　　このようなネットワーク支援を効果的かつ円滑に実施するための仕組みとして、協議会がある。

　　②メリット

　　　 ○顔の見える関係の構築　⇒　関係機関・専門職間の連携協力が一層スムーズに

　　　 ○法定の秘密保持義務 ⇒　支援対象者の個人情報を共有しつつ、効果的な支援が実施できる

　　　　　（子若法第24条）

# ３．大阪府内の市における子ども・若者支援地域協議会の設置事例

 堺市、茨木市、豊中市の担当者に、子若協議会設置の経緯や運営状況、設置のメリット等についてヒアリングを実施し、その内容を府青少年課において取りまとめた。 （内容は平成28年12月現在）

〔ヒアリング項目〕

１　子若協議会設置の経緯等について

　　　(1)子若協議会の設置のきっかけ、背景等　　(2)設置までの大まかな流れ

２　子若協議会の体制等について

　 　　(1)構造 (2)子ども・若者支援調整機関（子若法第21条） (3)子ども・若者指定支援機関

 　　(4)子ども・若者総合相談センター（子若法第13条）の設置 (5)市における担当部課

３　子若協議会の運営状況等について

(1)年間の会議開催回数　　 (2)運営経費、関連経費　　 (3)相談件数等

(4)他協議会等との連携　　 (5)子若協議会を設置したメリット　 (6)今後の課題や方向性について

４　その他

(1)広域対応について　　　 (2)　府と市町村の役割分担に係る意見

## （１）堺市子ども・若者支援地域協議会

　１　子若協議会設置の経緯等について

　 (1)子若協議会の設置のきっかけ、背景等

・子ども青少年局（平成18年度設置）の運営方針。妊娠期から青少年まで健全育成から配慮を要する家庭の支援を進めていく「堺市子ども青少年計画（次世代育成支援後期行動計画／平成22年度-平成26年度）」において、様々な困難を抱える子ども・青少年への総合相談センターとネットワークの設置を重点事業と位置付ける。

(2)設置までの大まかな流れ

・平成21年8月　堺市子ども青少年育成計画において、ひきこもり・不登校・ニート・非行等様々な困難を抱える子ども・青少年への総合相談センターとネットワークの設置を重点事業と位置付け。

・平成22年度～平成23年度　子若協議会設置準備

・平成23年1月　ユースサポートセンター（子ども若者総合相談センター）開設

・平成24年3月　子若協議会設置規約策定（＊他の法令等に基づく既存組織の改編等ではない）

２　子若協議会の体制等について

　 (1)構造

　　　　　代表者会議、実務者会議

（個別ケース検討会議については、子若協議会は後発組なので、もともとあったネットワーク（児童虐待対策の要保護児童対策地域協議会（要対協）や障がい児支援のネットワーク、非行少年に関するネットワーク）を包含するのではなく、紐づく関係であること等から、設置の必要性は高くないと考えた。）

(2)子ども・若者支援調整機関（子若法第21条）

堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課

設置規約では「事務局」。事務局業務をNPO法人み・らいずに委託している。

(3)子ども・若者指定支援機関（子若法第22条）

 指定していない（実質的には、事務局（支援調整機関）の委託先が兼ねている。）

 (4)子ども・若者総合相談センター（子若法第13条）

堺市ユースサポートセンター

　　　　　NPO法人み・らいずに委託。公募型プロポーザル方式で３年に１回選定。

（具体的な役割、業務等）

・一次的な総合相談窓口として他の専門機関へのリファー

・本人や家族と面談して個別支援計画を作成し関係機関と調整しながら継続支援

・就職準備講座、アクティビティ（コミュニケーショントレーニング）等のプログラム実施

・シンポジウムの開催

（課題）

・一次的な総合相談窓口と考えていたが、つなぎ先の支援機関が十分といえない状況なので、当センターで継続支援せざるを得ない状況にある。

・他の機関からのリファー先になっている。

・成果をあらわしにくい。

（参考）

　当該センターは、ひきこもり地域支援センター（厚生労働省制度）の機能も有する。

(5)市の担当部課

堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課

３　子若協議会の運営状況等について

　 (1)会議の開催回数

　　①　代表者会議　年１～２回程度

②　実務者会議　年４～６回程度

　 (2)主な経費

　　　　子ども若者総合相談センター業務及び子若協議会事務局業務の委託費として、約15,000千円

　 (3)相談件数等

　　　子ども若者総合相談センター

平成27年度　新規相談者数：327人　相談支援件数（総延べ件数）：1,853人

(4)他協議会等との連携

①　要保護児童対策地域協議会（児童福祉法）

　　　・同じ子ども家庭課が所管している。

②　生活困窮者自立支援制度（生活困窮者自立支援法）

　・制度を所管する堺市生活福祉部（生活援護管理課）が子若協議会に参画している。

子若協議会参画の学識委員の意向もあり生活困窮者自立支援法施行（平成27年度）前より、福祉部門との連携は意識している。

(5)子若協議会を設置したメリット

　　　　・一堂に支援機関が集まれる場が出来た（情報交換・課題共有・新たな連携）

・実務者どうしの顔の見える関係性づくり

・支援機関どおし、それぞれの機関の支援対象範囲、支援内容等の相互理解が進む。

・子若協議会での議論の結果、地域若者サポートステーションの設置を導いた。

(6)今後の課題や方向性について

　　　　・支援機関どおし、それぞれの機関の支援対象範囲、まだ、支援内容等が十分に理解されていない。

・高校生の不登校・中退支援の強化

・ひきこもり支援において、まだ支援が届いていない家庭にいかに支援の手を届けるか。

・子若協議会の対象とする年齢層が広く、事象も多様であるため、取り組むべき課題にどう対応するか。

４　その他

　 (1)広域対応について

　　　　基本的には、堺市在住の人の相談に対応している。

一方で、地域若者サポートステーションは国所管事業なので、市外からの相談も対応している。

(2)府と市町村の役割分担に係る意見

　　　・中退・不登校に係る案件では、府教育センターの協力を得ている。

・他市町村の担当課が集まって情報共有、意見交換のできる場の設定は参考になる。

## （２）茨木市子ども・若者支援地域協議会

　１　子若協議会設置の経緯等について

　 (1)子若協議会の設置のきっかけ、背景等

平成22年度、民間支援団体（NPO淡路プラッツ）がひきこもり・ニート・不登校等の子ども･若者支援の拠点を茨木に設置。当時市に担当課はなく、引き受け先もなかったことから子ども施策全般を進行管理する「こども政策課」が担当課を引き受けた（当時の政策係長(課長代理級)が中心となった）。関係機関との情報交換会を開催する中で、継続実施、連携強化する仕組みの必要性を感じ、子若協議会設置に至った。

(2)設置までの大まかな流れ

・平成23年１月　NPO淡路プラッツ(茨木プラッツ)をコーディネーターとして、関係機関の

顔合わせの会議。同年3月に学習会開催。

・平成23年度～平成25年度　情報交換会（各年度3～6回）

・平成27年3月　子若協議会の設置要綱策定（＊他の法令等に基づく既存組織の改編ではない）

２　子若協議会の体制等について

　　(1)構造

代表者会議、実務者会議

（ケース検討を「実務者会議」の役割として位置づけている。）

(2)子ども・若者支援調整機関（子若法第21条）

茨木市こども育成部こども政策課

（課題）

支援調整機関としては、指定支援機関をはじめ、構成機関の支援内容を把握し、よりよい連携支援体制を提案していく機能が求められるが、それには、社会的困難を抱える子ども・若者の自立支援に係る深い知識や、各支援機関との人脈づくりが必要であり、そのための人材育成や、知識、経験の継承が課題。

(3)子ども・若者指定支援機関（子若法第22条）

茨木市子ども・若者自立支援センター「くろす」（特定非営利活動法人いばらき自立支援セン

ター）

公募型プロポーザル方式で選定し、平成28年度から委託。（なお、平成27年度は「茨木プラッツ」(NPO法人淡路プラッツ)）

非主体的な子ども･若者が自己決定できるようになり、「自分らしく生きる」ための専門的支援を実施するとともに、関係機関への実践的なノウハウや、専門的な情報の提供と連携支援調整を行う。

（課題）

民間支援団体への委託については、支援の継続性という点からは同一団体が続けるのがよいと思われるが、団体を変えることで、これまでとは違う視点で子若協議会を運営していくことができる利点もある。関係機関の理解を得ることに時間がかかるが、理解の得られた機関から連携支援が進んでいる。

(4)子ども・若者総合相談センター（子若法第13条）

　　　　　設置していない

（考え方）

こども政策課には所管施設がないことと、相談窓口を一本化するのではなく、それぞれの相談機関がしっかり相談者を受け入れ、対応できるよう連携体制を構築することが重要と考えていることもあり、総合相談窓口は設置していない。

ただ、ひきこもり・ニート・不登校等の子ども･若者の保護者から「どこに相談すればよいかわからない」との声もある。

「子ども･若者自立支援センターに相談を」と周知したいが、現在、有料支援となっていることが課題である。"

(5)市の担当部課

茨木市こども育成部こども政策課

３　子若協議会の運営状況等について

　(1)会議の開催回数

①　代表者会議　　 平成27年度　2回　　平成28年度　2回（予定含む）

②　実務者会議　　 平成27年度　6回　　平成28年度　5回（予定含む）

(③) ケース検討会議　平成27年度　4回　 平成28年度　23回

　(2)主な経費

子ども・若者自立支援センターの委託料として　6,220千円（市民税非課税世帯、生活保護世帯の利用者への利用料助成900千円含む）

　(3)相談件数等

 子ども・若者自立支援センター(平成27年度の委託先：NPO法人淡路プラッツ）

平成27年度　1,574件（延べ件数）　　95人（実支援人数）

(4)他協議会等との連携

①　要保護児童対策地域協議会（要対協）（児童福祉法）

　　　 要対協で不登校の状態が改善しないまま要支援終了するケースや、被支援者が18歳到達後の支援の受け皿となるよう連携している。

また、要対協ケースにはならなかった重層的支援が必要なケースについても受け皿となるよう連携している。

②　生活困窮者自立支援制度（生活困窮者自立支援法）

　 生活困窮者自立支援窓口(あすてっぷ茨木)に寄せられる相談で、不登校児童・生徒のいるケースや停滞支援ケースで連携している。

 ③　その他の協議会やネットワークとの連携

・ スクールソーシャルワーカー（SSW）

　　　　 子若協議会の構成機関である市の教育委員会(学校教育推進課)と調整し、SSWの勉強会に参加して、小中学校在学中にどんな連携ができるかを検討している。学校の教員がSSWと連携し、SSWが子若協議会(指定支援機関「くろす」)と連携することで、それぞれの負担が軽減され、子ども･若者の早期困難解消をめざしたいと考えている。

・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

　　　　 CSWは、地域で活動しているため、支援の必要な人にとって身近な存在である。子若協議会の指定支援機関「くろす」と連携することで、自立に向けて悩んでいる若者に対してどんな声がけ･行動が状態改善をもたらすのかというノウハウを伝えてCSWを支援するとともに、ケースに関わる機関のコーディネートを行うことで、各機関の負担軽減と、子ども・若者の早期困難解消をめざしている。

(5)子若協議会を設置したメリット

　　　　 “子ども・若者の自立支援”について、各構成機関が意識を持つことで、早期自立に向けた連携支援が可能となる。

それに加え、“子ども・若者の自立支援”を主導できる専門機関がその専門性を伝えていくことで、各機関の支援スキルが向上し、より早期、短期間での支援が可能となっていくことが期待できる。重層的な途切れることのない支援を実現していくことが期待できる。

(6)今後の課題や方向性について

　　　　子若協議会は様々な分野の専門性をもった機関で構成されているため、各構成機関に共通する、協議会全体としての目標を掲げてネットワークを作り上げていくことが必要ではないかと考えている。例えば、ひきこもり･ニート・不登校に限らず、”非主体的な子ども・若者”“どうしたらいいのかわからない(自己決定できない)子ども･若者”を対象として考えていけば、すべての機関に関係してくるのではないかと考えている。

４　その他

　 (1)広域対応について

 高校にはいろいろな市町村の生徒がいるので、中退防止に取り組むとなっても、自市の生徒のみを対象とした支援は難しくなる。

子ども・若者自立支援センターは、他市の子ども・若者の相談も受けているが、困難解消したあと、地域の中で生きていく支援が必要だと考える。居住地の市町村に子若協議会があれば、そのネットワークを活用して、スムーズに実現していけるのではないかと思う。

(2)府と市町村の役割分担に係る意見

 高校にはいろいろな市町村の生徒がいるので、高校中退防止は市単独では難しい。府が積極的に取り組んでほしい。

高校内にNPO等が「居場所」を設ける「高校内における居場所のプラットフォーム化事業」はよい事業だと思う。全ての定時制高校での実施に向けて検討してほしい。

各市町村の子若協議会をつなぐシステムをつくってもらえたら、各市が子若協議会を設置するメリットになると思う。

## （３）豊中市子ども・若者支援協議会

　１　子若協議会設置の経緯等について

　 (1)子若協議会の設置のきっかけ、背景等

　　　平成20年度に、雇用労働部局において女性、障がい者、高齢者、若者の就労支援を重点とした相談窓口を設置したところ、若者のひきこもりに関わる相談が多く寄せられ、就労の前準備としての若者支援窓口を設置する必要性が浮き彫りとなった。（就労相談窓口を所管していた当時の担当理事がひきこもり等若者支援の必要性を強く感じて動きだしたと聞いている。）

平成23年5月には、市長はじめ幹部による「政策会議」において、若者支援施策の推進に力を入れていくことが議論された。

一方、市民の間には「ひきこもりは甘えではないか」という考え方もまだ強く、若者支援に予算を投入できる状況ではないと判断し、３年間、市民等を対象とした研修等を実施し、若者支援の必要性への理解を深めた上で、平成26年4月に「若者支援窓口」を設置した。

　　　平成23年7月には、市独自で実施した「若者等の自立・就労実態調査」結果を公表。

 　　若者支援を行う中で、「ひきこもりを抱える家庭が生活困窮に陥っている」「親御さんへの就労支援が必要」など、複数の課題を抱えた家庭が多く、教育委員会や青少年部局だけでは対応できないことが多かった。

　　　そのため、「若年者就労支援問題等連絡会議」と「子ども・若者育成支援推進検討会議」を統合・再編して、子若協議会を設置した。

(2)設置までの大まかな流れ

・平成26年4月 「若者支援相談窓口」設置

・平成27年度　「若年者就労支援問題等連絡会議」と「子ども・若者育成支援推進検討会議」を統合・再編して「豊中市子ども・若者支援協議会」として設置

　　　　「子ども・若者支援地域協議会設置検討実務担当者会議」2回開催

・平成27年10月　設置要綱策定（＊他の法令等に基づく既存組織の改編ではない）

（備考）

　　　関係機関に対する参加への呼びかけにおいて庁内関係課はスムーズだったが、別の根拠法に基づく国や府の機関は、子若法制定前の背景から時間をかけた丁寧な説明が必要だった。協力はするが、構成機関としての参加を断られた府の出先機関もある。

２　子若協議会の体制等について

　 (1)構造

　　　　代表者会議、実務者会議、ケース会議

(2)子ども・若者支援調整機関（子若法第21条）

豊中市市民協働部

（課題）

平日の夜間、休日時の対応。（民間への委託等により対応可能とすることも検討）

(3)子ども・若者指定支援機関（子若法第22条）

　　　　指定していない

（現在、子若協議会の中に検証会議を設置し、一つの民間団体に、5以上の専門分野からなる、見立てを検証する会議として委託している。）

（考え方）

指定支援機関は一つの民間機関に限られるが、現状では指定支援機関の業務を行う一つの民間機関を探すことは困難。今後、業務履行が可能な団体（複数のNPO等から成る共同体若しくはコンソーシアム等）を育成支援し、指定することを検討している。

(4)子ども・若者総合相談センター（子若法第13条）

設置していない

（考え方）

一元的な総合相談窓口を設置するのではなく、従来からあるそれぞれの担当課の相談窓口のどこに繋がっても、同じ支援が出来るようにすることが重要と考えている。

(5)市の担当部課

　　　　豊中市市民協働部くらし支援課

（参考：子ども・若者育成支援推進検討会議の所管は、平成22年度　こども未来部・青少年課、平成23年度　教育委員会青少年育成課）

３　子若協議会の運営状況等について

　 (1)会議の開催回数

　　　　平成27年度　代表者・実務者合同会議　２回

　　　　平成28年度　代表者・実務者合同会議　１回（平成28年12月現在）

ケース検討会議は、平成27年度、平成28年度とも複数回開催している。

　 (2)主な経費

　　　・若者支援相談窓口事業費として、委託料10,000千円

（市市民協働部5,000千円、市教育委員会5,000千円）

　 (3)相談件数等

平成27年度：51件（若者支援相談窓口のみ）

（このうち、ひきこもり若しくはひきこもり経験ありの割合が約4割）

(4)他協議会等との連携

①　要保護児童対策地域協議会（児童福祉法）

　　　　 子どもと若者では支援の専門性が異なるため、成長段階に応じた支援の見極めを行い継続している。連携としては、15～18歳の子どもを両方の協議会で支援する伴走型をとっている。急に支援担当者が変わらないようにするため。

課題としては、強制執行権限のある機関が関わっている事案については情報共有されないため、子若協議会としての対応が必要かどうかが判断できないことが挙げられる。

②　生活困窮者自立支援制度（生活困窮者自立支援法）

　　　くらし支援課の所管である「生活情報センター くらしかん」において直営の「くらし再建パーソナルサポートセンター」を設置しており、相談窓口が、若者支援担当に隣接していることから、支援内容により、よりふさわしい窓口で対応している。

③　その他の協議会やネットワーク等との連携・自殺対策防止ネットワーク

・児童虐待防止ネットワーク

・DV防止ネットワーク

・豊中市ライフセーフティネット総合調整会議・地域福祉ネットワーク

・豊中市くらし再建パーソナルサポート事業連絡会議（生活困窮者支援制度）

・豊中市こども施策推進本部連絡会議（次世代育成行動計画）

(5)子若協議会を設置したメリット

　　　・課題に対する窓口が明確となる。「相談してもいいんだ」「相談したら何とかしてもらえそうだ」と思われることで、支援の必要な若者への支援が届きやすくなる。

・縦割りがなくなっていく

・各課と情報共有が出来ることで、若者に必要な支援のうち、市として何が出来ているのか、出来ていないのかが見えてくる。"

(6)今後の課題や方向性について

年数が経てば、より困難度が増し長期化する傾向があるため早期に支援機関とつながることが重要。学校や教育委員会との連携がもっと進めば、もっと効果が上がると思う。

４　その他

　　 (1)広域対応について

基本的には、他市町村在住の人の相談にも対応する。

支援対象者が市外に転出したとき等は支援の継続が難しくなる。転出先にしっかりと引き継ぐためには子若協議会同士の連携が必要と考える。世帯分離や家族支援などで都道府県、市町村をまたがる支援を要する場合

　　 (2)府と市町村の役割分担に係る意見

義務教育課程での取り組みは地域性があるため市町村の専門性が発揮されるが、高等学校等との連携については大阪府教育庁の専門性や信頼関係による取組みが必要。虐待やDV、インターネット被害など、より専門的な相談支援については、大阪府の指導や助言が受けられる仕組みが必要と思われる。

# ４．市における子ども・若者支援地域協議会を活用した個別支援事例の紹介

　　①　支援の対象者

　　　　２０代の男性２人（兄弟）

兄：中学校から不登校。中学校卒業後から現在まで無職。

弟：大学を中退。無職。

　　　　２人とも、ひきこもりがちではあるが、友人と遊ぶためやおつかいのための外出はある。母親は子どもたちに、就労し、自立してもらいたいが、自立に関する話をしても拒絶される状況だった。

　　②　支援の経緯

○　もともと、母親がジョブカフェに子どもの就労について相談をした。２人はジョブカフェを利用したがマッチングがうまくいかず、二度目の利用はなかった。

○　その後、母親が、市の生活困窮者自立支援制度の相談窓口（以下、「自立支援窓口」という）に相談に来た。

○　自立支援窓口の支援員は、直接、本人たちに自立の話をすると拒絶があることから、「家族（同居の祖父）の介護に関わる支援員」というかたちで、関わるきっかけを作りアウトリーチを開始した。月１回、訪問し、ボランティア活動への参加など社会参加を促し始めた。

○　一方で、子ども・若者の自立を支援する機関が、通所による「居場所」支援を勧めたが、体験利用はあったものの継続的な通所にはつながらなかった。

○　その後、自立支援窓口の支援員による家族の介護という名目での支援も１年近くとなったが進捗が見られず、本人たちがアウトリーチを拒否し始めたため、支援の見直しが必要となった。

　　　○　子若協議会の個別ケース検討会議を開催して関係機関が集まり、支援計画を再構築した。新たな支援計画に基づき、自立支援窓口の支援員によるアウトリーチをいったん終了とし、「子ども・若者指定支援機関」による支援へと一本化した。

　　　○　通所支援に向けた無理のない支援プロセスへの移行が完了し、現在、継続して支援中である。

　　③　ポイント

　　　　本人たちの拒絶を防ぐため、自立支援窓口の支援員が、家族介護を名目にアウトリーチを行っていたため、本人たちの自立に向けての直接的なアプローチができずにいた。そのため、長期間関わっているものの、ケースの進捗がみられず、支援側に手詰まり感があったが、関係機関との協議のもと、「子ども・若者指定支援機関」に支援経路を一本化することによって、停滞が解消された。

複数機関の支援介入によるケースは、どの支援機関が主導するのかが不明瞭になることが多いため、スーパーバイズ的な観点からのケース整理が功を奏したといえる。

　　④　子若協議会の果たした役割

　　　　子若協議会を通じ、関係機関の連携による支援に向けた顔合わせの場及びそれぞれの支援機能を共有する場を創出できた点で、機能した。

# ５．子ども・若者支援地域協議会の設置要綱作成チェックリスト及び公示事項

## （１）設置要綱作成チェックリスト

　　子若法第25条では、子若協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、子若協議会が定めることとされており、これら内容を要綱等として作成しておくことが適当である。

　　要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなるが、①目的、②事業内容、③組織（構成機関、調整機関、指定支援機関等）、④運営方法、⑤秘密保持義務　等が考えられる。

　　次ページに、実際の要綱の事例等を参考に、盛り込むことが適当と思われる項目及び条文の例を示す。





## （２）子ども・若者支援地域協議会設置時の公示事項

　子若法は、地方公共団体の長が子若協議会を設置したときは、内閣府令（子ども・若者育成支援推進法施行規則）で定めるところにより、その旨を公示しなければならないと規定している（第19条第2項）。同内閣府令に定める公示事項は、次のとおりである。

　　　なお、「公示」の形式については特に定めはなく、地方公共団体の広報誌やホームページへの搭載で行うことができる。



# ６．参考資料

## （１）堺市子ども・若者支援地域協議会規約

堺市子ども・若者支援地域協議会規約

（名称）

第１条　この協議会は、堺市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、子ども・若者育成支援推進法（平成２１年法律第７１号。）第１９条第１項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下単に「子ども・若者」という。）に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、就労支援、総合相談その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の関係機関等（以下単に「関係機関等」という。）が連携し、支援に向けたネットワークを構築することにより、子ども・若者への効果的かつ円滑な支援の実施を図ることを目的とする。

（所掌事務）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 子ども・若者への支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。

(2) 子ども・若者への支援に係る関係機関等の連携・協力に関すること。

(3) 子ども・若者への支援に係る広報、啓発、研修等に関すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、子ども・若者への支援について必要な事項に関すること。

（構成）

第４条　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 別表に掲げる関係機関等

(2) 子ども・若者について学識経験を有する者その他協議会が適当と認める者

（委員）

第５条　協議会の委員は、別表に掲げる関係機関等から選出された者及び前条第２号に掲げる者をもって充てる。

　（役員）

第６条　協議会に、次の役員を置く。

(1) 会　長　１名

(2) 副会長　１名

　（役員の選任）

第７条　役員は、委員の互選により選任する。

　（役員の任期）

第８条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員の改選に際し、次期役員が選出されるまで、前任者がその職務を行うこととする。

（役員の職務）

第９条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

　（代表者会議）

第１０条　協議会の会議（以下「代表者会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

２　代表者会議は、総委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

３　代表者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会長専決）

第１１条　代表者会議の議事は、会長において代表者会議を招集する暇がないと認めるときは、会長はこれらを専決することができる。ただし、この場合、会長は次の代表者会議に報告し、承認を求めなければならない。

（関係者の出席）

第１２条　会長は、必要があると認めるときは、代表者会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（実務者会議）

第１３条　協議会の所掌事務に関する専門的な事項及び個別事例の支援内容について、必要に応じ調査及び検討を行うため、協議会に実務者会議を置くことができる。

２　実務者会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 別表に掲げる関係機関等から選出された実務担当者

(2) 子ども・若者について学識経験を有する者その他協議会が適当と認める者

３　実務者会議に代表及び副代表を置き、前項に掲げる者（以下「実務者」という。）の互選により選任する。

４　実務者会議は、必要に応じて会長が招集する。

５　第９条第１項及び第２項、第１０条第２項及び第３項、第１１条並びに前条の規定は、実務者会議について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「代表」と、「副会長」とあるのは「副代表」と、「委員」とあるのは「実務者」と読み替えるものとする。

６　代表は、実務者会議における調査及び検討の状況並びにその結果を、代表者会議に報告するものとする。

（事務局）

第１４条　協議会の事務局は、堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課に置く。

（解散）

第１５条　協議会は、第２条に規定する目的が達成されたとき、又は総委員の３分の２以上の議決により解散する。

（守秘義務）

第１６条　協議会の委員並びに代表者会議及び実務者会議に出席した者は、協議会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第１７条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成２４年３月２７日から施行する。

（経過措置）

２　協議会の初年度における会計年度については、第１４条の規定にかかわらず、この規約の施行の日に始まり、平成２４年３月３１日に終わるものとする。

　　　附　則

この規約は、平成２４年９月５日から施行する。ただし、改正後の規約第１４条の規定については、平成２４年度から適用する。

　　　附　則

この規約は、平成２７年７月１日から施行する。

別表（第４条関係）

　大阪府立子どもライフサポートセンター

　大阪府警察本部　生活安全部　少年課

　大阪府教育委員会　教育センター

さかいＪＯＢステーション

　堺市発達障害者支援センター

　堺市子ども・若者総合相談センター

　堺市

　堺市教育委員会

３

（２）茨木市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

茨木市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

（設置）

第１ 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第１項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援するため、茨木市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２ 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)　社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する情報交換及び連絡調整に関すること。

(2)　社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。

(3)　社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する調査・研究、研修及び広報・啓発に関すること。

(4) 　その他協議会の目的を達成するために必要な事務

（組織）

第３ 協議会は、別表第１及び別表第２に掲げる機関等に属する者をもって組織する。

（会議）

第４ 協議会に、代表者会議及び実務者会議を置く。

２　代表者会議は、別表第１に掲げる機関の長及び別表第２に掲げる機関等の代表者により構成し、協議会の運営方針、協議会が円滑に機能するための環境の整備等について協議する。

３　実務者会議は、別表第１及び別表第２に掲げる機関等の実務担当者により構成し、次に掲げる事項を行う。

(1) 定期的な支援状況の進行管理及び情報交換

(2) 個々の子ども・若者の課題の把握及び具体的な支援内容の決定

４　協議会は、必要と認めたときは、別表第１及び別表第２に掲げる機関等に属する者以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第５　 法第21条第１項に規定する子ども・若者支援調整機関は、こども政策課とする。

（子ども・若者指定支援機関）

第６　法第22条第１項に規定する子ども・若者指定支援機関は、茨木市子ども・若者自立支援センターとする。

（秘密保持義務）

第７　協議会の構成員及び協議会の運営に携わったものは、法第24条の規定により秘密保持義務を負う。

（その他）

第８　この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年３月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年５月14日から実施する。

　別表第１

|  |  |
| --- | --- |
| 分野 | 構成機関 |
| 教育  | 教育委員会青少年課 教育委員会学校教育推進課 教育委員会教育センター  |
| 福祉  | 福祉政策課 生活福祉課 障害福祉課 こども政策課 茨木市子ども・若者自立支援センター 茨木市立子育て支援総合センター  |
| 保健  | 保健医療課  |
| 雇用  | 商工労政課  |

別表第２

|  |  |
| --- | --- |
| 分野 | 構成機関等 |
| 教育  | 大阪府立春日丘高等学校（定時制）  |
| 福祉  | 茨木市社会福祉協議会 大阪府吹田子ども家庭センター  |
| 保健  | 大阪府茨木保健所  |
| 更生保護  | 茨木少年サポートセンター  |
| 雇用  | ハローワーク茨木 北大阪若者サポートステーション  |
| その他  | ひきこもり・家族支援ネット  |

## （３）豊中市子ども・若者支援協議会設置要綱

豊中市子ども・若者支援協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき，社会生活を円滑に営むうえでの困難を有するものに対し，法第15条第1項に規定する関係機関等が協働して行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的として，「豊中市子ども・若者支援協議会」（以下「協議会」という。）を設置し，子ども・若者を総合的に支援する環境づくりを行う。

（協議事項）

第２条　協議会は，前条の目的を達するため，次に掲げる事項について協議する。

(１)　協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関」という。）による支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。

(２)　構成機関が連携して行う支援の実施に関すること。

(３)　構成機関が，構成機関以外の関係機関等と連携して行う支援に関すること。

(４)　支援を総合的に推進するための連絡調整に関すること。

(５)　その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　協議会は，別表第1に掲げる構成機関で組織する。

２　協議会に会長を置き，市民協働部長の職にある者をもって充てる。

３　会長は，協議会の会務を総理し，協議会を代表する。

４　会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，教育監の職にある者がその職務を代理する。

５　会長は，第2条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは，別表第1に掲げる構成機関以外の関係者の出席を求め，支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供，意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

６　会長は，第2条各号に掲げる事項について専門的な見地からの助言や専門知識の提供を求めるため，協議会のもとにアドバイザーを置くことができる。

（会議）

第４条　協議会は，代表者会議，実務者会議，ケース会議に分けて運営する。

（代表者会議）

第５条　代表者会議は，別表第2に掲げる構成機関の代表で構成し，第1条の目的を達するため，情報の交換を行うとともに，同条の目的を達するための運営方針及び支援に係る総括的事項について協議する。

２　代表者会議の会長は，市民協働部長の職にある者をもって充て，代表者会議の招集及び進行を行う。

３　代表者会議は，原則として年1回以上開催する。

（実務者会議）

第６条　実務者会議は，別表第1に掲げる構成機関より選任された支援に関わる実務者等で構成し，次に掲げる事項について協議する。

(１)　構成機関の活動状況等の情報の交換及び役割分担の明確化に関すること。

(２)　ケース会議での課題を踏まえた対応策の検討に関すること。

(３)　前2号に掲げるもののほか，第1条の目的を達するために必要な実務に関する事項

２　実務者会議に座長を置き，くらし支援課長の職にある者をもって充て，実務者会議の招集及び進行を行う。

３　実務者会議は，原則として年２回以上開催する。

（ケース会議）

第７条　ケース会議は，別表第1に掲げる構成機関のうち，個別のケースに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性のある担当者により構成する。

２　ケース会議は，第1条の目的を達するため，子ども・若者に関する個々の支援について，次に掲げる事項を協議する。

(１)　対象者の状況把握及び課題の確認に関すること。

(２) 対象者に対する具体的な支援内容の検討に関すること。

(３)　対象者に対する支援方針の策定と役割分担の決定及びその認識の共有に関すること。

(４) 　前3号に掲げるもののほか，ケース会議による個々の支援を実施するために必要な事項

３　ケース会議は，必要に応じて随時開催する。

４　ケース会議は，次条第1項に定める子ども・若者支援調整機関が招集する。

（調整機関）

第８条　市長は，法第21条第1項の規定に基づき，豊中市市民協働部を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

２　調整機関は，協議会の事務局として，次に掲げる事務を行う。

(１)　協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること

(２)　その他協議会の運営及び支援を円滑に推進するために必要な事項

（秘密保持義務）

第９条　協議会に出席した者は，法第24条の規定に基づき，正当な理由なく，協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また，その職を退いた後においても同様とする。

（経費負担）

第１０条　協議会に出席するために必要となる経費については，構成機関において負担する。ただし，第3条第5項及び第6項に規定する者の出席については，この限りでない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか，協議会の組織及び運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

１　この要綱は，平成２７年１０月１日から実施する。

２　平成２２年２月１８日制定の「豊中市若年者就労問題等連絡会議設置要綱」及び平成２２年６月

１８日制定の「豊中市子ども・若者育成支援推進検討会議設置要綱」は，平成２７年９月３０日を

もって廃止する。

附 則

１ この要綱は, 平成２８年４月１日から実施する。

|  |
| --- |
| 別表第1 (第３条関係)【関係機関・団体等】  |
| 分野 | 構成機関等 |
| 教育関係  | 大阪府教育庁教育振興室高等学校課  |
| 大阪府教育センター教育企画部教育相談室  |
| 大阪府立箕面東高等学校  |
| 豊中市教育委員会  |
| 豊中市人権教育推進委員協議会  |
| 福祉関係  | 大阪府池田子ども家庭センター  |
| 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会  |
| 豊中市健康福祉部  |
| 豊中市こども未来部  |
| 豊中市民生・児童委員協議会連合会  |
| 保健・医療関係  | 一般社団法人豊中市医師会  |
| 一般社団法人豊中市薬剤師会  |
| 矯正・更生保護関係  | 大阪少年鑑別所  |
| 大阪府豊中警察署  |
| 大阪府豊中少年サポートセンター  |
| 大阪府豊中南警察署  |
| 豊中地区保護司会  |
| 雇用関係  | 池田公共職業安定所  |
|  | 大阪府商工労働部雇用促進室就業促進課  |
| 特定非営利活動法人豊中市障害者就労雇用支援センター  |
| 豊中市市民協働部  |
| 豊中商工会議所  |
| とよなか若者サポートステーション  |
| 連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会  |
| 相談・その他  | 一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会  |
|  | 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団  |
| 大阪府子ども・若者支援地域協議会調整機関  |
| 大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課  |
| 公益財団法人とよなか国際交流協会  |
| 市立豊中病院事務局  |
| 人権擁護委員豊中地区委員会  |
| 豊中市消防局  |
| 豊中市人権政策課  |
| 豊中市政策企画部  |
| 豊中市都市計画推進部  |
|  | 子ども・若者分野について学識経験等を持つ者で協議会の会長が指定するもの |
| 別表第２(第５条関係)【代表者会議】  |
| 分野 | 構成機関 |
| 教育関係  | 豊中市教育委員会  |
| 福祉関係  | 大阪府池田子ども家庭センター  |
| 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会  |
| 豊中市健康福祉部  |
| 豊中市こども未来部  |
| 豊中市民生・児童委員協議会連合会  |
| 保健・医療関係  | 一般社団法人豊中市医師会  |
| 一般社団法人豊中市薬剤師会 |
| 就労関係  | 池田公共職業安定所  |
| 大阪府子ども・若者支援地域協議会調整機関  |
| 人権擁護委員豊中地区委員会  |
| 豊中市市民協働部  |
| 相談・その他 が | 豊中商工会議所  |
| 連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会  |
| 子ども・若者分野について学識経験等を持つ者で協議会の会長が指定するもの |

## （４）大阪府子ども・若者支援地域協議会設置要綱

（目的）

第１条　子ども・若者育成支援推進法（平成２１年法律第７１号。（以下、「法」という。））第１９条第１項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、大阪府子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（取り上げる事項）

第２条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項についての意見交換・情報交換を行う。

①　子ども・若者の支援に係る総合的な施策の取り組みに関すること。

②　子ども・若者の支援に係る部局間の連携・調整に関すること。

③　その他、目的達成のために必要な事項に関すること。

（専門部会）

第３条　協議会に専門部会を置くことができる。

２　子ども・若者の社会的・職業的自立支援を推進するため、「大阪府子ども・若者の社会的・職業的自立支援専門部会」を設置することとし、この運営に関して必要な事項は、別に定める。

（構成）

第４条 協議会は、庁内会議と専門部会によって構成する。

２　庁内会議は、別表１に掲げる構成機関で構成する。ただし、協議内容等により、一部又はその他の構成機関を招集することができるものとする。

３ 　「大阪府子ども・若者の社会的・職業的自立支援専門部会」は、別表２に掲げる構成機関で構成する。ただし、協議内容等により、一部又はその他の構成機関による意見交換・情報交換を行うことができるものとする。

（調整機関）

第５条　法第２１条第１項の規定に基づき，政策企画部青少年・地域安全室青少年課を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

２　　調整機関は，次に掲げる事務を行う。

①　協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること

②　その他，協議会の円滑な運営に必要な事項に関すること

（協議会等の招集等）

第６条 第４条に定める庁内会議及び専門部会は、必要に応じて、調整機関が招集する。

２　調整機関は、構成機関以外の者の意見または説明を聴くため、必要と認める者に会議への出席または文書の提出を求めることができる。

（事務局）

第７条 協議会の事務局は、調整機関に置く。

（秘密保持義務）

第８条　協議会の事務（調整機関の事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

　　（略）

附則

　　この要綱は、平成２７年６月３０日から施行する。

　（略）

大阪府子ども・若者育成支援地域協議会構成機関一覧

（別表１）

【庁内会議】

政策企画部　青少年・地域安全室　青少年課

府民文化部　人権局　人権擁護課

福祉部　地域福祉推進室　地域福祉課

福祉部　地域福祉推進室　社会援護課

福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課

福祉部　子ども室　子育て支援課

福祉部　子ども室　家庭支援課

健康医療部　保健医療室　地域保健課

健康医療部　保健所

健康医療部　こころの健康総合センター

商工労働部　雇用推進室　就業促進課

教育庁　教育振興室　高等学校課

教育庁　市町村教育室　小中学校課

教育庁　市町村教育室　地域教育振興課

教育庁　私学課

教育センター　教育相談室

警察本部　生活安全部　少年課

※　健康医療部保健所は、大阪府保健所のうち一の保健所とする。

（別表２）

【大阪府子ども・若者の社会的・職業的自立支援専門部会】

「行政機関」

政策企画部　青少年・地域安全室　青少年課

福祉部　地域福祉推進室　社会援護課

商工労働部　雇用推進室　就業促進課（ＯＳＡＫＡしごとフィールド）

教育庁　教育振興室　高等学校課

教育庁　教育振興室　支援教育課

教育庁　市町村教育室　小中学校課

教育庁　私学課

教育センター　教育相談室

「民間支援団体等」

（子ども・若者自立支援センター）

NPO法人トイボックス

NPO法人淡路プラッツ

NPO法人フェルマータ

NPO法人ホース・フレンズ事務局

NPO法人大東野崎人権協会

社会福祉法人つむぎ福祉会

NPO法人おおさか若者就労支援機構

（地域若者サポートステーション）

北大阪若者サポートステーション（NPO法人フェルマータ）

南大阪若者サポートステーション（NPO法人おおさか若者就労支援機構）

大阪市若者サポートステーション（NPO法人育て上げネット）

東大阪若者サポートステーション（社会福祉法人つむぎ福祉会）

枚方若者サポートステーション（NPO法人ホース・フレンズ事務局）

とよなか若者サポートステーション（一般社団法人キャリアブリッジ）

南河内若者サポートステーション（一般社団法人大阪青少年支援機構ポラリス）

堺市若者サポートステーション（NPO法人み・らいず）